

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、北海道漁業調整規則（令和 2 年北海道規則第 94 号）第 5 条第 1 項第 1 号に掲げるたこ漁業（日高振興局管内沖合海域）について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和 5 年 2 月 27 日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置							許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考																		
(1) 漁業種類	(2) 操業区域		(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格																				
たこ漁業(たこから釣り縄)	日高振興局管内沖合海域	幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線の交点から 106 度 30 分の線以西、沙流郡と勇払郡の境界線と最大高潮時海岸線の交点から 206 度 55 分の線以東の海域。 ただし、たこ漁業の共同漁業権漁場区域を除く。	毎年、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	75 隻	20 トン未満	日高振興局管内に住所を有する者	令和 5 年 2 月 28 日から令和 5 年 3 月 27 日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>2 起業の認可の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第 8 条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から 1 に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。</p> <p>3 申請書の提出先は、日高振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き、次に掲げる港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、次の陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は、他の船舶に転載する場合は、その都度、日高振興局長に報告しなければならない。 陸揚港 ○○港 (2) 様似郡と浦河郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から 194 度 30 分の線以西の操業区域において、海中に敷設できるたこから釣り縄の総延長又はたこばこの数は下表のとおりでなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>船舶の総トン数</th> <th>たこから釣り縄</th> <th>たこばこ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 トン以上</td> <td>100,000 メートル以内</td> <td>1,800 個以内</td> </tr> <tr> <td>5 トン未満</td> <td>40,000, メートル以内</td> <td>5,000 個以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 様似郡と浦河郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から 194 度 30 分の線以東の操業区域において、海中に敷設できるたこから釣り縄の総延長又はたこばこの数は下表のとおりでなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>船舶の総トン数</th> <th>たこから釣り縄</th> <th>たこばこ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 トン以上</td> <td>100,000 メートル以内</td> <td>1,800 個以内</td> </tr> <tr> <td>5 トン未満</td> <td>30,000, メートル以内</td> <td>1,000 個以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。 (5) 次に掲げるかきが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長 8 センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅 8 センチメートル以上のはなさがにの雄がに ウ ずわいがに エ べにずわいがに オ たらばがに カ あぶらがに (6) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>	船舶の総トン数	たこから釣り縄	たこばこ	5 トン以上	100,000 メートル以内	1,800 個以内	5 トン未満	40,000, メートル以内	5,000 個以内	船舶の総トン数	たこから釣り縄	たこばこ	5 トン以上	100,000 メートル以内	1,800 個以内	5 トン未満	30,000, メートル以内	1,000 個以内
船舶の総トン数	たこから釣り縄	たこばこ																								
5 トン以上	100,000 メートル以内	1,800 個以内																								
5 トン未満	40,000, メートル以内	5,000 個以内																								
船舶の総トン数	たこから釣り縄	たこばこ																								
5 トン以上	100,000 メートル以内	1,800 個以内																								
5 トン未満	30,000, メートル以内	1,000 個以内																								
たこ漁業(たこばこ)	同上	同上	同上	44 隻	同上	同上																				
たこ漁業(たこから釣り縄及びたこばこ)	同上	同上	同上	37 隻	同上	同上																				